

市政記者クラブ 様

健康福祉局健康部感染症対策課
担当：山田、角（電話：972-3969）

高齢者を対象とした新型コロナウイルス感染症予防接種の実施について

本市では、下記のとおり、予防接種法に基づく高齢者を対象とした新型コロナウイルス感染症予防接種を実施しますので、市民の皆様にご周知をお願いします。

記

1 実施期間

令和7年10月15日（水）から令和8年2月28日（土）まで
※今年度は定期インフルエンザ予防接種事業と実施期間が異なります。

2 対象者

名古屋市に住民登録があり、次の条件のいずれかを満たし、接種を希望する方

- （1）接種日において満65歳以上の方
 - （2）接種日において満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害（いずれも身体障害者手帳1級相当の障害）を有する方
- （※接種時に身体障害者手帳の写し又は医師の診断書の提出が必要）

3 接種回数

1回（オミクロン株LP.8.1又はオミクロン株XEC、接種量はワクチンによって異なる）

4 接種場所等

名古屋市新型コロナウイルス感染症予防接種指定医療機関（約1,000か所）
※県内市外にある医療機関での接種を希望される場合は、事前に申請手続きが必要

5 自己負担金（医療機関の窓口でお支払いいただく金額）

7,700円

ただし、次の人は免除制度が適用され、無料となります。

- ・生活保護世帯に属する方、市民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- （※接種時に免除の対象であることを証明する指定の書類の提出が必要）

6 接種時に必要なもの

- （1）住所・氏名・年齢を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- （2）身体障害者手帳の写し等（2 対象者（2）に該当する方のみ）
- （3）今年度の確定版の介護保険料納入通知書（保険料段階が第1～4のもの）の写し等の証明書類（市民税非課税世帯に属する方等該当する方のみ）